

電子処方せん利用開始のお知らせ

電子処方せんとは、これまで紙で発行していた処方せんを電子化したものです。

電子処方せんのメリットは

- 複数の医療機関・薬局間での情報共有が可能になり、重複投薬（複数の薬局で同じ成分のお薬をもらうこと）やお薬の飲み合わせがよくないことを防ぐことができ、安心安全な医療につながります。
- 患者さん自身のマイナポータルで自分のお薬情報が確認でき、日常生活のお薬関連のリスクを抑えられます。

本院では、2025年3月 28 日（金）より以下の条件を満たす場合、電子処方せんに対応します。

- 患者さんがオンライン資格確認（マイナ保険証）で、保険情報・診療情報を確認・同意していること。
- 患者さんが利用する保険薬局が電子処方せんに対応しており、患者さんが電子処方せんの利用方法等について理解していること。
- 患者さんが、電子処方せんでの処方を希望していることを、診察を行う医師に伝えていること。
- 診察を行う医師が、患者さんからの希望を確認しており、かつその医師が電子認証を行うことができること。
- 本院で処方を行う薬品について数量・単位・注意事項などが確実に情報提供されることを確認したもの。

※「オンライン資格確認（マイナ保険証）」を利用された患者さんについては、これまでどおり紙の処方せんを発行した場合でも、電子データを薬局で確認できます。

※電子処方せんでも、紙の処方せんでも患者負担は同額です。

救急時医療情報閲覧機能のお知らせ

救急時医療情報閲覧機能とは救急患者に対する迅速かつ的確で効率的な治療を行うため、患者の同意取得が困難な場合でも、レセプト情報に基づく医療情報等が閲覧可能となります。

本院では、2025年3月28日(金)より、「救急時医療情報閲覧機能」を利用して救急時に患者様の意識が不明だった場合も、所持しているマイナンバーカードから個人を特定し、診療情報を参照できるようになります。

これにより、救急時に患者本人・家族の方から診療に必要な情報を正確に確認できるだけでなく、かかりつけの医療機関などの情報も確認することができるようになります。

条件

マイナンバーカードを持参しており、保険証として利用できる

患者さんの同意がある。(緊急時で同意困難な場合は、医師の判断となる)

閲覧項目

- 受診歴
- 処方(薬剤)情報
- 手術情報
- 診療情報
- 透析情報
- 健診情報